

品川区最低制限価格設定基準

(令和4年3月28日区長決定)

(令和6年3月27日部長決定)

(趣旨)

第1条 この基準は、品川区契約事務規則（昭和39年品川区規則第8号。以下「規則」という。）第29条の規定に基づき、最低制限価格を設けて落札者の決定をする契約について必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 最低制限価格を設ける対象となる契約は、総価による入札の方法により締結する契約のうち、次の各号のいずれかに該当する契約とする。

- (1) 予定価格（消費税相当額を含む。）が300万円以上の工事（施工能力等審査型総合評価方式により落札者を決定する工事を除く。）の請負契約
- (2) 予定価格（消費税相当額を含む。）が1,000万円以上の建築設計、設備設計、土木設計、測量および地質調査委託の請負契約
- (3) 契約担当者（規則第2条第2号に規定する契約担当者をいう。以下同じ。）が特に必要と認めた契約

2 前項の規定にかかわらず、契約担当者が契約の性質上最低制限価格を定めることが適当でないと認めるときは、これを設けないことができる。

(最低制限価格)

第3条 最低制限価格は、予定価格の10分の9.2から10分の7.5までの範囲内において、予定価格を構成する材料費、労務費、諸経費等の割合その他の条件を考慮して、当該案件ごとに契約担当者が定める。

(入札参加者への周知)

第4条 最低制限価格を設定したときは、入札の公告等にその旨記載し、周知するものとする。

(委任)

第5条 この基準に定めるもののほか、この基準の適用に関し必要な事項は、企画経営部長が別に定める。

付 則

- 1 この基準は、令和4年4月1日から適用する。
- 2 工事請負契約における最低制限価格設定基準（平成25年3月28日区長決定）は、廃止する。
この基準は、令和6年4月1日から適用する。